

ベイネットワイヤレス

重要事項説明

ベイネットワイヤレス利用規約

料金表

ベイネットワイヤレス重要事項説明

□ご契約にあたって

(1) ご契約時に記入（または入力）いただいた電話番号・メールアドレス宛に当社よりご連絡させていただくことがございますが、お客様とご連絡がつかない場合は、利用停止させていただくことがあります。

(2) ご申告内容（名義・住所・連絡先等）に虚偽の記述があった場合は、当社判断によりご契約を解除することがあります。

(3) 個人名義でご契約の場合、お客様へご契約内容を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付いたします。

□初期契約解除制度について（個人名義で契約のお客様のみ適用）

(1) ご契約のベイネットワイヤレスが利用可能になった日又はお客様が契約書面を受領した日のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約（料金プランを変更する場合は、その変更を内容とする契約とします。以下同じとします。）の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。この効力は書面を発した時に生じます。

【書面の送付先】

〒135-0016

東京都江東区東陽 4-10-4 東陽町 SH ビル 4 階

東京ベイネットワーク株式会社

【書面への記載が必要な事項】

①初期契約解除をする旨のお申出（例：契約を解除します。）

②お客さまの住所・氏名（捺印）・連絡先電話番号

③ご契約の申込日

※書面はお客様にてご用意をお願いいたします。

※郵送料はお客様にてご負担ください。

(2) 初期契約解除を行った場合は、次のとおり取り扱います。

新規契約の場合

- ・本契約により発生した登録料、契約解除までに提供を受けたベイネットワイヤレス利用料をご請求します。本契約に基づき当該料金以外の金銭等を受領している場合、当該金銭等をお客様に返還します。
- ・オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除と同時に解約されます。
- ・お客様が本契約の締結と同時に当社から購入した端末は、初期契約解除後速やかに当社指定の場所へご返却いただきます。

料金プラン変更の場合

- ・料金プランを変更した時点に遡って変更前の料金プランを適用します。

(3) 本契約を特定できる事項（受付番号・契約者住所・契約者氏名）を記載した書面を郵送等によりご提出ください。当該書面の提出に要する費用は、お客様にご負担いただきます。

(4) 初期契約解除制度の問い合わせ先について

カスタマーセンター（0120-44-3404）へお問い合わせください。

□サービスについて

- ・ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。電波状況や回線の混雑状況、ご利用の端末などにより通信速度が異なります。

最大通信速度	データ容量
下り 110Mbps 上り 10Mbps	無制限

- ・電波を使用しているため、トンネル・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かない所や、サービスエリア外ではご使用になれません。また、利用中に電波状態の悪い場所に移動した場合は、通信が切れる場合があります。
- ・電波の性質上、電波状態は刻々と変動します。ご利用の機器で表示される電波状況については目安としてご利用ください。
- ・ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。

□料金について

- ・新規ご加入時は、課金開始日を含む月の翌月末までを1ヶ月目とします。解約する場合、課金開始月の23ヶ月目と24ヶ月目を除き契約解除料が発生します。
- ・料金プランは契約期間の満了をもって自動更新となり、ご契約いただいた料金プランに応じた契約期間が更新月を1ヶ月目として再度適用されます。
- ・選択いただけるお支払い方法は、クレジットカード及び預金口座振替となります。
- ・クレジットカードまたは預金口座振替によるお支払いができなかった場合は、払込用紙により、別途指定のコンビニエンスストアでお支払いいただくことがあります。
- ・預金口座振替によるお支払いは、金融機関との手続き完了までに1～2か月かかる場合があります。手続き完了までの間の1～2回目、払込用紙により、別途指定のコンビニエンスストアでお支払いいただきます。

☐ ご契約の変更・解約について

・ご契約情報の変更について

ご契約者様の住所や連絡先電話番号、メールアドレス等、契約時にご登録いただきました内容に変更があった場合には、当社カスタマーセンター（0120-44-3404）にて必ず変更手続きをお願いいたします。変更のお手続きをいただかなかった場合、当社からお送りする重要なお知らせが到着しなかったり、料金滞納時のご連絡が行き届かず、ご利用停止となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

・ご契約の解除について

本サービスのご契約を解除する際は、当社カスタマーセンター（0120-44-3404）へご連絡ください。

☐ 端末について

・本サービスのご利用には専用のモバイル端末又はホーム端末が必要です。

・端末が故障した場合、まずは当社カスタマーセンター（0120-44-3404）までご連絡ください。

・ご契約者様の故意、過失による故障の場合は、有償となり実費が発生いたします。 ・端末が修理又は交換となった場合において、サービスのご利用ができない期間につきまして、ご利用料金の返還または減免は致しかねます。

☐ 免責について

・当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

・当社は、本サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、本サービス契約者が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器、その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担致しかねます。

☐ その他

・サービス内容は予告なく変更することがあります。

ベネットワイヤレス利用規約

第1章 総則

第1条 規約の適用

東京ベネットネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、このベネットワイヤレス利用規約（以下「規約」といいます。）に基づき、ベネットワイヤレスサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条 規約の変更

当社は、この規約を変更することがあります。その場合、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 規約を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により通知します。

第3条 用語の定義

この規約において使用する用語は、次の意味で使します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機器、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
無線基地局設備	無線回線を収容するために設置される交換設備（その交換設備に接続される設備も含みます）
ベネットワイヤレス	AXGP回線にてAXGP方式でインターネット接続環境を提供するサービス
申込者	当社に本サービスの申し込みをした者
契約	当社から本サービスを利用するための契約
契約者	本サービスを契約している者
事務手数料	加入契約締結に際する書面作成費用、契約内容や利用者情報を顧客管理システムへ登録するための費用
モバイル端末	本サービスを利用するためのアンテナ及び無線送受信装置であって、当社が本サービスを提供するにあたり契約者に貸与するもの
認証用識別番号	当社からサービス毎に契約者に付与する契約者認証用識別コード
契約書面	当社と契約を締結した後に、当社が交付する契約内容を記載した書面
契約者回線	当社との契約に基づいて、当社の無線基地局設備とモバイル端末との間に設置される電気通信回線
SIMカード	認証用識別番号その他情報を記憶することができるICカードであって、当社が本サービスを提供するにあたり契約者に貸与するもの
自営端末設備	契約者が保有する端末設備（パーソナルコンピュータ等）の機器
自営電気通信設備	契約者が設置する電気通信設備で合って自営端末設備以外のもの
技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省第31号）で定める技術基準

第2章 契約

第4条 本サービスの種類

本サービスには、別表に規定する品目があります。

第5条 契約の単位

当社は、加入者回線1回線ごとに1の契約を締結します。

第6条 契約申込みの方法

本サービス契約の申し込みをする時は、当社所定の申込書を提出することで申し込みをするものとします。なお、本サービス契約の申し込みをするとき、申し込みをする者は、サービスの種類を指定するものとします。

第7条 契約申込みの承諾

当社は、契約の申し込みがあった時は、受け付けた順に承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更する場合があります。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、LTE 無線通信サービスの取り扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの提供が著しく困難である場合
- (2) 申込者が規約上請求される諸料金の支払を怠るおそれがあると認められた場合
- (3) 申込者が規約に違反するおそれがあると認められた場合
- (4) 申込者が申込内容に虚偽の記載をした場合
- (5) 申込者の本人確認ができない場合
- (6) 申込者が未成年であり法定代理人の同意を得ていない場合
- (7) その他当社の業務遂行上、著しい支障があると認められる場合

第 8 条 初期契約解除

契約者は、申込当日から、当社が交付する契約内容を記載した書面を受領した日を起算日として 8 日を経過するまでの間、文書によりその申込の撤回（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。

2 初期契約解除は、契約者が前項の文書を発したときにその効力を生じます。

3 初期契約解除の場合、当社は加入者に対して損害賠償、契約解除料等その他金銭等は請求しないものとします。ただし、当社は現状復旧に要する費用等を加入者に請求することができるものとします。

第 9 条 最低利用期間

本サービスの最低利用期間は、課金開始日を含む月より 24 ヶ月間とします。なお、契約更新月以外に契約が解除された場合、契約者は、料金表に定める契約解除料（消費税等相当額を含む）を一括して支払うものとします。

第 10 条 契約の成立

契約は、利用希望者が規約に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用契約申込をし、当社が申込者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。

第 11 条 利用開始日

当社が利用者に貸与する無線機器の設置が完了した日を本サービスの利用開始日とします。

第 12 条 課金開始日

利用開始日の属する月の翌月 1 日を課金開始日とし、別表に定める利用料を請求します。

利用開始日が 19 日までの場合、その翌月 1 日を課金開始とし、利用開始日が 20 日以降の場合、その翌々月 1 日を課金開始日とします。

第 13 条 契約者回線の一時中断

当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 14 条 本サービス利用権の譲渡

契約者は、当社への事前の書面による承諾なしに、本サービスに係る利用権を第三者に譲渡することはできません。

第 15 条 契約者の地位の承継

相続又は法人の合併もしくは会社分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併もしくは会社分割により設立された法人もしくは会社分割により営業を承継する法人は、当社所定の書式にこれを証明する書類を添えて速やかに当社に届け出るものとします。

2 前項の場合において、承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとし、これを変更した場合も同様とします。

3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取り扱います。

第 16 条 契約者の氏名等の変更の届出

契約者は、その氏名、名称、住所もしくは居所、電話番号、メールアドレスに変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出るものとします。

2 前項の届出があったときは、そのことを速やかに当社に届け出るものとします。

3 本サービスの契約者が、第 1 項に規定する届出を怠ったときは、当社が契約に関し契約者の従前の氏名、名称、住所もしくは居所、電話番号、メールアドレス宛に発信した書面等は、当該書面等が未着の場合においても、通常その到達すべき時に契約者に到達したものとみなします。

第 17 条 契約者が行う契約の解除

契約者は、契約を解除しようとする場合は、あらかじめ当社にその旨を申し出るものとします。

2 契約を解除する場合、契約者は第 24 条（料金の支払義務）による利用料等を支払います。

3 契約を解除する場合、当社は契約事務手数料の払い戻しはしないものとします。

第 18 条 当社が行う契約の解除

当社は、次のいずれかに該当する場合には、その契約を解除することがあります。

(1) 利用料等その他の債務について、支払期日を経過した後、当社が支払の事実を確認できず、その事実を解消しないと当社が判断したとき

(2) 契約申込みにあたって、当社所定の書式に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき

(3) 第 34 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき

(4) 前各号のほか、規約に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき

2 当社または契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で本サービスの継続ができないとき

3 当社は、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 19 条 モバイル端末又はホーム端末及び SIM カードの貸与について

当社は契約の成立後、当社所定の方法により契約者にモバイル端末又はホーム端末及び SIM カードを貸与します。

- 2 当社は契約者に対し、本サービスの利用に係るモバイル端末又はホーム端末及び SIM カードの使用のみを許諾するものとします。
- 3 契約者は、SIM カードを善良なる管理者の注意をもって使用しなければなりません。
- 4 契約者は、SIM カードが故障した場合又は紛失した場合、当社が料金表に定める SIM カード発行手数料を支払うものとします。
- 5 本サービスが契約解除その他により終了した場合、当社は SIM カードの返還を契約者に要求することができ、契約者は、かかる要求に応じなければなりません。変換の方法は当社が別途指定するものとします。
- 6 前項に従い当社から SIM カードの返還の要求を受けた場合、契約者速やかに当社へ返還しなければなりません。この場合において、当社は、当該プログラム、データ等の漏えい等につき一切の責任を負わず、また、当該プログラム、データ等を自由に処分できるものとします。

第 3 章 利用中止及び利用の制限

第 20 条 本サービスの利用中止

当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- (2) 第 21 条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき
- 2 前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 21 条 通信利用の制限

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している加入者回線以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安庁の機関を含む。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社、放送事業者および通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国または地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したときまたはその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 当社は、加入者、利用者または第三者が平均的な利用を著しく上回る大量の通信量（トラフィック）を継続して発生させ、当社または特定事業者の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える行為があった場合、または加入者もしくは第三者による迷惑メール等送信行為があった場合、通信の利用を制限することがあります。
- 4 当社は、技術上のやむを得ない理由等により、無線基地局設備の点検または全部もしくは一部を移設、増設もしくは減設（以下「移設等」といいます。）することがあります。この場合、業務区域であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
- 5 当社は、前項の規定により無線基地局設備の点検または移設等を行うときは、あらかじめそのことを本サービス加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 22 条 通信の切断

当社は、次のいずれかに該当する場合には、通信を切断することがあります。

- (1) 通信中に電波状況が著しく悪化した等、通信の継続が技術上著しく困難なとき
- (2) 通信が連続して長時間に及ぶ等、その他の通信に影響を及ぼすと当社が判断したとき

第 4 章 料金等

第 23 条 料金等の適用

当社が提供する本サービスの料金等は、当社が別に定める料金表の規定によります。

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算し、その支払いを請求します。
- 3 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。この場合における月額料金については、当社が別に定める期間を 1 の料金月として請求します。
- 4 当社は、月額料金の日割計算を行いません。

第 24 条 料金の支払義務

契約者は、本サービスに係る契約の申し込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別表に定める手続きに関する料金の支払を要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除またはその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。

第 25 条 割増金

契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の二倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第 26 条 延滞利息等

契約者は、本サービスの料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第 8 章 保守

第 27 条 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持するものとする。

第 28 条 契約者の維持責任

契約者は、移動無線装置又は自営端末設備、自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持するものとします。

第 29 条 契約者の切り分け責任

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備、自営電気通信設備等に故障がないことを確認の上、当社に修理の請求をするものとします。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備にあったとき、契約者にその派遣に要した費用を負担するものとします。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税等相当額を加算した額とします。

第 30 条 設備の修理又は復旧

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、電気通信事業法施行規則に規定された公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

第 9 章 損害賠償等

第 31 条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る月額料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

第 32 条 免責

当社は、電気通信設備の修理又は復旧にあたって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しないものとします。

第 10 章 雑則

第 33 条 承諾の限界

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は利用料等その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

第 34 条 利用に係る利用者の義務

契約者は、次のことを守るものとします。

- (1) 自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し又は多数の通信を行う等通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと
- (3) 故意に通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと
- (4) インターネット接続サービスの利用において、法令もしくは公序良俗に反する、又は他者に不利益を与える等の不適切な行為を行わないこと
- (5) 特定電子メール送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）の規定に違反して電子メールを送信する行為を行わないこと

第 35 条 相互接続事業者のインターネット接続サービス

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、規約に基づき料金を請求することを章二人するものとします。

2 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

第 36 条 法令に規定する事項

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 37 条 閲覧

規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 38 条 通信の秘密

当社は、電気通信事業法第 4 条に基づき、契約者の通信の秘密を守るものとします。

2 刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索）その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当社は、当該処分、命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第 4 条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当社は、当該開示請求の範囲で第 1 項の守秘義務を負わないものとします。

第 39 条 契約者に係る個人情報の取扱い

当社は、契約者の氏名、名称、電話番号、住所、メールアドレス、年齢、性別、選択する料金種別もしくは割引等、設置する端末設備の種類又は支払い状況等の情報（契約者を識別できる情報をいいます。以下「契約者に係る個人情報」といいます。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。

2 当社は、契約者に係る個人情報について、今後の電気通信業務その他関連する業務の健全な運営又は契約者の利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用します。

3 前項の規定によるほか、当社は、契約者に係る個人情報について、プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同で利用する場合があります。

付則

1 規約は、2022 年 7 月 1 日から実施します。